

## 宇宙惑星居住科学連合規約

2016年1月18日制定

2017年11月14日改正

### (総則)

1. 本連合は、宇宙惑星居住科学連合 (Science Union of Human Planetary Habitation in Space)、略称 SUHPHS と称する。

### (目的及び活動)

2. 本連合は、広く自然科学の基礎科学から応用科学、さらには人間科学・社会科学に及ぶ英知を結集し、学協会・個人の連携、連合を図り、人類の宇宙での長期居住を可能とする宇宙惑星居住科学の発展を目指すとともに、若手研究者の育成、国際会議の企画・運営および社会への還元を行うことを目的とする。
3. 本連合は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
  - 1) 国際連携 (国際間の科学者の相互信頼の構築、国際的学会の誘致)
  - 2) 新分野開拓 (学協会間連携、異分野の研究者らによる人類の宇宙進出に関わる新学問分野の創生)
  - 3) 研究環境の整備 (研究施設・研究費の充実)
  - 4) 啓蒙活動 (次世代の育成、若手研究者の進路開拓、研究職の充実、教科書問題など)
  - 5) 社会貢献 (産官学連携による新しい産業の創出など一般社会への科学の還元)
  - 6) 各種評価・提言への積極的参加 (研究開発・プロジェクト等における評価委員、審査委員の推薦)
  - 7) その他、必要事項

### (会員)

4. 本連合は、宇宙環境研究に関係する学協会等のうち、本連合の趣旨に賛同し、本連合に参加して本活動の推進を図る者で、次条に基づき運営委員会にて入会を承認された法人会員、任意団体、特別会員をもって組織する。
  - 1) 法人会員とは、法人格を有する学協会、NPO 及び企業とする。
  - 2) 任意団体とは、法人格を有しない学協会、研究会とする。
  - 3) 特別会員とは、本連合の活動推進にあたって特に必要とされる会員とする。
5. 本連合への加盟費及び年会費は無料とする。

### (会員の権利・義務)

6. 会員は、本事業に参加する権利を有する。
7. 会員は、代表の呼びかけに応じて、参加学協会等が主催する学術講演会等において、本事業の推進に係わる講演会の開催、活動推進等に便宜を図ることとする。
8. 本連合の活動は、参加学協会の有する会誌・ニュースレター・ホームページ等を通じて報告する。

(役員)

9. 本連合は次の役員をおく。代表 1 名、副代表 3 名程度、運営委員（参加学協会等からの代表者各 1 名）。
  - 1) 代表は本連合を代表し、会務を統轄する。運営委員会が代表及び副代表を選出する。
  - 2) 副代表は、代表を補佐し、代表の事故の際は代行する。
  - 3) 運営委員は、参加学協会等の推薦によって選出する。参加学協会の運営委員が代表または副代表に選出された場合、その参加学協会は別に運営委員 1 名を推薦できる。
10. 役員を選出は、運営委員会において決定する。
11. すべての役員の任期は、2 ヶ年とし、引き続いて 2 期以上には重任しないこととする。

(運営委員会)

12. 運営委員会は、代表、副代表、運営委員によって組織され、連合の活動方針、事業計画、役員選出等を決定する。
13. 運営委員は、各学協会会員に本連合の活動・計画等に関する報告を行うとともに、会員からの要望を募る。

(規約の改廃、その他)

14. 本規約の改廃、その他については、運営委員会の議決を経て定める。

付則

1. 本連合の事務局を代表の所属機関におく。
2. 本連合の会期は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
3. 本規約は平成 28 年 1 月 18 日より施行し、初年度の会期は平成 29 年 3 月 31 日までとする。
4. 1 期目の役員の任期は平成 28 年 1 月 18 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
5. 平成 29 年 11 月 14 日改正。